

## 審査論文要旨

### ライフストーリーワーク論

—社会的養護における新たな支援の実践展開と成立要件をめぐって—

徳永 祥子

日本の社会的養護は、これまで長年集団養育を主流としており、子どもの生育歴などの個性へのアプローチは十分行われてこなかった。近年になって、国の施策の転換に伴い、各種指針においても個別養育や生育歴を重視する動きが活発化している。しかしながら、それらの施策を具体化する方策が十分考案されているとはいえない。そこで本論では、筆者が実践の中で感じた問題意識を出発点として、現在の社会的養護の施策・実務体制では支援が十分ではない社会的養護の子どもへの知る権利保障、アイデンティティ確立、自己物語の再編などのニーズに対応する新たな支援としてライフストーリーワークを取り上げる。

本論の前半部では、日本のライフストーリーワークの将来像を描くための基礎知識として英国の社会的養護におけるライフストーリーワークの現状とケアリーヴァーへのライフストーリーワーク（またはそれに類する）支援を検討した。その上で、本論の後半部では、ライフストーリーワークにつながるニーズや導入の効果・意義、現状と課題の明確化を試みた。各章の内容は、以下の通りである。

序章では、筆者が実践で感じた問題意識と日本の社会的養護全体の問題の所在を明らかにした。特に、現在の社会的養護体制では社家庭的養護児童のニーズに十分対応しきれていない点や子どもの権利が低く留め置かれているなどの問題点に焦点化した。これらの問題点への対応策のひとつとして、ライフストーリーワークという新たな支援を取り上げることを提起した。

第1章では、序章で提示した現在の日本の社会的養護の問題を解決する新たな支援としてライフストーリーワークの定義や実践展開、支援内容やその範囲、独自性と意義、リスクと留意点について概説した。

第2章では、ライフストーリーワークは英国で発展してきた手法であることから、英国におけるライフストーリーワークの内容や法的位置づけの変遷や発展の経緯について論じた。さらに、先行研究のレビューや民間児童福祉（機関）組織、地方自治体、子どもの治療的養育施設などでの聞き取り調査、筆者が実際に受講したトレーニングに基づき、ライフス

トリーワークの技法や内容が当事者のニーズやそれぞれの組織のミッションに応じて柔軟に変化していることを検証した。それぞれの組織の支援対象者のニーズや課題に応じた体系的・組織的トレーニングやスーパーヴィジョンが実践を下支えしていることも判明した。

こうした長年の歴史と組織的な実践の結果、ライフストーリーワークが特別な技法としてではなく日々の実践に根付いていた一方で、支援者の時間不足などの課題があることも浮き彫りになった。

第3章では、英国におけるケアリーヴァーへのライフストーリーワーク（またはそれに類する）支援を取り上げ、生涯にわたって「知る権利」が保障されていることを明らかにした。

インケア中のライフストーリーワークの延長線上にケアリーヴァーへの支援が整備され、「知る権利」に関する何重ものセーフティネットが用意されていることから、ケアリーヴァーが、自分のペースでライフストーリーワークに取り組む（もしくは取り組まない）という選択肢が存在することを明らかにした。

さらに、英国におけるライフストーリーワークを含む社会的養護実践が発展してきた背景には、30年以上前からの当事者運動の影響があることも重大な発見であった。日本においても、当事者活動に参加したことのあるケアリーヴァーの語りからはその有用性や重要性をうかがい知ることができたが、活動の規模や目的、手法など未だに発達途上にある。

このような英国の実践や法制度を参照軸にして日本の現状をみると、ライフストーリーワーク展開のために解決すべき課題を浮き彫りにすることができる。

第4章では、日本で公開されたケアリーヴァーの手記の語りを再分析し、筆者自身が行ったインタビュー調査の分析と合わせて社会的養護当事者のニーズを明らかにした。ここで取り上げたケアリーヴァーの多くは、それぞれの状況やニーズに応じて、自力でライフストーリーワークに匹敵するようなアイデンティティ確立の過程を経験していた。しかし、その時期やきっかけには個人差があり、リスクが伴うことも明らかになった。さらに、インケア中に「知る権利」が十分保障されていないことから、社会的養護児童の離別・喪失体験（保護者との離別）が将来家庭復帰などで回復する見込みがない場合でも子どもへは説明されておらず、「あいまいな喪失」に留められているという問題が浮かび上がってきた。そのため、ライフストーリーワークなどを経て「諦観」（消極的に何かを失うことではなく、事実をつまびらかにすることによって、「物事の本質をはっきりと知り、みきわめ、自らの境遇

について悟る」ことを意味する)に到達することが、現実を受け入れ前向きに生きていくためには必要であることが明らかになった。また、そのプロセスには、重要な他者(場)(施設職員、友人、先輩、当事者同士つながり)の存在が大きな意味を持つことが判明したが、重要な他者との出会いは偶発性に委ねられており、すべてのケアリーヴァーにその機会がもたらされるとは考えにくい。それゆえ、ライフストーリーワークなどの専門支援のニーズがあることを改めて確認することができた。

第5章では、児童自立支援施設の子どもがその他の社会的養護児童と変わらぬニーズを抱えており、過渡期にある児童自立支援施設機能の強化策として、ライフストーリーワークを導入する意義について論じ、その上で実際のライフストーリーワークのプロセスを記述した。その後、筆者が実際にライフストーリーワークを行ったケアリーヴァーへのインタビューの分析を通じて、次のようなその効果や意義を導きだした。それらは、①特定の支援者との個別の時間が取れること、②新たな情報を知ることによって自分や家族についての理解が促進されたこと、③退所後も手元においておけるようなライフストーリーブックの作成、④被虐待体験や離別・喪失体験について語れたこと、⑤非行児童というアイデンティティからの脱却、であった。

この調査の結果、ライフストーリーワークの有効性が確認されたばかりではなく、これまで認知されてきたアイデンティティ確立という効果を越えて、既存の(非行)アイデンティティからの脱却という新たな効果があることが導き出された。一方で、「知る権利」や個別のケアが保障されていないという社会的養護全体に関わる課題についても指摘した。

第6章では、日本でのライフストーリーワークの実践展開および調査研究の全体像の把握を試みた。現在は、ライフストーリーワークの導入初期にあり、実践の多くが個別の支援者による局地的な実践にとどまっていることが判明した。支援内容は真実告知や数回の生育歴のおさらいのようなものが多く、離別・喪失体験やトラウマからの回復を視野に入れた自己物語の再編にまで到達する実践・研究はほとんど見当たらなかった。支援者の多くはライフストーリーワークを行うことの意義や必要性を認めていたが、トレーニングやスーパーヴィジョンの欠如がライフストーリーワークの普及を阻害する要因となっており、積極的な実践展開には至っていないことが明らかになった。

終章では、日本におけるライフストーリーワークの確立に不可欠な諸条件を確定した。現時点での日本におけるライフストーリーワークの主眼は、日本の社会的養護の状況や背景、社会的養護当事者の状況に応じて、「知る権利」の保障におくべきであること、それに伴い、

日本版「ライフストーリーブック」の作成が必要であることをと主張した。

さらに今後より多くのニーズに応えうる日本型ライフストーリーワークの成立に向けていくつかの要件があることが判明した。それらは、①トレーニング体制とスーパーヴィジョン制度の確立、②記録保管と開示制度の確立、③ライフストーリーワークの倫理の実践展開における倫理要件の精査と確立、である。

ライフストーリーワークを倫理的に実践するためには、支援者が自らの権力性や影響力を自覚しながら適度なパターナリズムを保ち、子どもがアイデンティティを確立し、自己物語を再編していくことが重要である。そこで重要になるのが、ライフストーリーワークの理念や理論に通底する倫理の確立である。とりわけ、①ライフストーリーワーク実践から見える課題を個人の問題としてではなくマクロな社会の問題として捉える視点、②ライフストーリーワークが独善的かつ過度な権力性を帯びた内容にならないような理念と実践を目指すこと、が求められている。

本論の最大の特徴は、当事者の語りに基づいたライフストーリーワークのニーズや効果・意義の抽出を行い、日本でのライフストーリーワーク展開の鍵となる提案を行った点にある。さらに、日本のライフストーリーワークをミクロな対人支援として捉えるだけでなく、そこから見える問題をマクロな視点を含めてライフストーリーワーク論としてまとめたところに本研究の独自性と意義がある。

しかし、本研究には限界とともに新たな研究課題があることも確認された。それらは、より中立的な調査による効果測定、マクロな視点からのライフストーリーワークの分析、すでに日本に存在しているライフストーリーワークと共通の目的をもつ類似支援の解明、などである。今後は、これらの視点を取りこみつつ、ライフストーリーワークが単なる技法論を超えて、社会的養護全体の構造改革に影響を与えることができるよう、複眼的な視点から研究を続けていきたい。